

有機廃液回収要領

環境安全研究管理センター
H29年3月

有機廃液の貯留に関しては「実験系廃液の貯留区分について」を参照のこと。

(1) 回収量の報告

- ・回収量は各部局の有機廃液管理責任者がとりまとめの上、環境安全研究管理センターにE-mail (yuki-epc-support@epc.osaka-u.ac.jp) にて連絡する。

(2) 回収処理可能な廃液の分類

- ・廃液は以下の5種類に分類し、所定の色テープを側面上部に巻くこと。
 - ①特殊引火物含有廃液（テープなし）：エーテル、ペンタン、二硫化炭素、アセトアルデヒドなど
 - ②非極性廃液（赤テープ）：ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、酢酸エチル、機械油など
 - ③極性廃液（黄テープ）：メタノール、エタノール、アセトン、THF、DMF、DMSOなど
 - ④含ハロゲン廃液（黒テープ）：ジクロロメタン、トリクロロエチレン、クロロホルム、四塩化炭素など
 - ⑤含水有機廃液（緑テープ）：水を含有する上記有機溶媒

(3) 回収容器

- ・廃液は以下の容器に入れて回収し、使用後の容器は業者で処分する。
 - ①特殊引火物含有廃液：小型のドラム缶（18 L）
 - ②非極性廃液：一斗缶（18 L）
 - ③極性廃液：一斗缶（18 L）
 - ④含ハロゲン廃液：一斗缶（18 L）
 - ⑤含水有機廃液：一斗缶（18 L）
- ・新しい一斗缶にストッパーを装着する（中古一斗缶は使用しない）。
- ・小型のドラム缶については錆のない中古缶（特殊引火物用のもの）を使用する。
- ・貯留容器から回収容器への入れ替えは、回収日の前日もしくは前々日に実施する。
- ・容器には、所定の事項（部局・専攻名、研究室名、担当者、連絡先および内容物等）を記入した用紙をビニール袋に入れ容器の側面に布製のガムテープなどで貼る。

(4) 回収処理不可能な廃液

- ・生物系の廃液（滅菌処理した廃液は除く）
- ・金属類を含む廃液
- ・固体が析出している廃液（必ず100メッシュ金網などでろ過すること）
- ・相分離している廃液

(5) 回収時の注意事項

- ・漏れのないことを確認して、回収業者に引き渡す。
- ・回収場所では火気に注意するとともに、回収場所には消火器を準備する。
- ・回収場所に持ち込む廃液は、調査した回収量の通りとする。
- ・廃液は、各部局の指定回収場所において、所定の日時に回収する。
- ・回収場所では、各部局の有機廃液管理責任者の指示に従う。